

引法第五十六条の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関を除く。）は、第六十条第一項の規定にかかるらず、その登録を受けた日において、新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなす。

2 新金融商品取引法第五十四条の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧金融先物取引法第五十六条の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に限る。）は、第六十一条第一項の規定にかかるらず、その登録を受けた日において、新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなす。

第八十三条 旧金融先物取引法第五十六条の登録を受けた金融先物取引業者が旧金融先物取引法第八十七条第一項若しくは第三項の規定により当該登録を取り消された場合又は旧金融先物取引法第八十四条第二項（同条第一項第一号から第四号まで（同項第二号にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人が金融先物取引業（旧金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業をいう。以下同じ。）を行わない場合の当該合併に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により当該登録が効力を失つた場合において、施行日までに、当該金融先物取引業者が締結した受託契約等（旧金融先物取引

法第七十条第一項に規定する受託契約等をいう。）に基づく取引を結了していないときは、旧金融先物取引法第九十条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

第八十四条 施行日前にされた旧金融先物取引法第九十二条の規定による処分は、新金融商品取引法第五十六条の三の規定による処分とみなす。

第八十五条 この法律の施行の際現に旧金融先物取引法第九十五条第一項の規定によりみなし登録第一種業者及びみなし登録金融機関等が登録を受けている外務員は、施行日において新金融商品取引法第六十四条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第六項の規定は、適用しない。

2 みなし登録第一種業者及びみなし登録金融機関等は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新金融商品取引法第六十四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた外務員以外の者に外務員の職務（旧証券取引法第六十四条第一項各号及び旧金融先物取引法第九十五条第一項各号に掲げる行為を除く。）を行わせることができる。その者につき当該期間内に新金融商品取引法第六十四条第一項の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

3 この法律の施行の際現に存する旧金融先物取引法第九十五条第一項の規定による外務員登録原簿は、新金融商品取引法第六十四条第一項の規定による外務員登録原簿とみなす。

第八十六条 旧金融先物取引法第九十九条の規定により外務員の登録を取り消され、又はその職務の停止を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第六十四条の五第一項の規定により外務員の登録を取り消され、又はその職務の停止を命ぜられたものとみなす。

第八十七条 新金融商品取引法第六十四条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第一号イからトまでのいづれかに該当している第八十五条第一項の規定により登録を受けたものとみなされる者（旧金融先物取引法第五十九条第一項第九号イ又はロに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいづれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2 第八十五条第一項の規定により登録を受けたものとみなされる者が施行日前にした旧金融先物取引法第九十九条第二号に該当する行為は、新金融商品取引法第六十四条の五第一項第二号に該当する行為とみな

して、同項の規定を適用する。

3 施行日前にされた旧金融先物取引法第九十九条の規定による処分は、新金融商品取引法第六十四条の五第一項の規定による処分とみなす。

第八十八条 旧金融先物取引法第一百一条第一項の規定により登録事務（同項に規定する登録事務をいう。）を行ふ金融先物取引業協会（旧金融先物取引法第二百四条第一項に規定する金融先物取引業協会をいう。以下同じ。）の施行日前における旧金融先物取引法第九十五条第一項の登録の申請に係る不作為、旧金融先物取引法第九十六条第一項の規定による登録の拒否又は旧金融先物取引法第九十九条の規定による処分に係る審査請求については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧金融先物取引法第一百一条第六項の規定による処分は、新金融商品取引法第六十四条の七第七項の規定による処分とみなす。

第八十九条 この法律の施行の際現に存する金融先物取引業協会は、施行日において新金融商品取引法第七十八条第一項に規定する認定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に新金融商品取引法第七十八条第二項に掲げる業務のいずれかを行つてゐる金融

先物取引業協会については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新金融商品取引法第七十九条の三第一項の規定にかかわらず、引き続き当該業務を行うことができる。その者が当該期間内に同項の認可の申請をした場合において当該申請について認可をする旨の通知を受ける日又は当該期間の経過後認可をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

3 前項の規定により引き続き同項の業務を行う場合においては、その業務を行う者を新金融商品取引法第七十八条第一項に規定する法人とみなして、新金融商品取引法第七十八条の一から第七十九条まで及び第七十九条の四から第七十九条の六までの規定を適用する。

第九十条 施行日前にされた旧金融先物取引法第一百四十四条の規定による処分は、新金融商品取引法第七十九条の六第一項の規定による処分とみなす。

第九十一条 この法律の施行の際現に旧金融先物取引法第三条の免許を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第八十条第一項の免許を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第八十三条第二項及び第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第九十二条 旧金融先物取引法第五十一条の規定により免許を取り消された者は、その処分を受けた日にお

いて、新金融商品取引法第二百四十八条の規定により免許を取り消されたものとみなす。

2 旧金融先物取引法第五十三条第一項の規定により解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第二百五十条第一項の規定により解任を命ぜられたものとみなす。

3 施行日前に旧金融先物取引法第五十三条第一項の規定による処分を受けた者は、その処分を受けた日ににおいて、新金融商品取引法第二百五十二条第一項の規定による処分を受けたものとみなす。

第九十三条 この法律の施行の際現に旧金融先物取引法第九条の二第一項ただし書の認可を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第八十七条の三第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第八十七条の四において準用する新金融商品取引法第八十五条の四第二項の規定は、適用しない。

第九十四条 新金融商品取引法第九十八条第五項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいづれかに該当している第九一条の規定により免許を受けたものとみなされる金融商品会員制法人（新金融商品取引法第二条第十五項に規定する金融商品会員制法人をいう。）の役員である者（旧金融先物取引法第五十九条第一項第九号イ又はロに該当している者を除

く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当する場合には、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第九十五条 施行日前に組織変更計画が作成され総会決議によつて決定を受けた旧金融先物取引法第三十四条の四に規定する組織の変更については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧金融先物取引法第三十四条の十四第一項の認可は、新金融商品取引法第一百一条の十七第一項の認可とみなす。

第九十六条 この法律の施行の際現に第九十一条の規定により免許を受けたものとみなされる新金融商品取引法第八十七条の六第二項に規定する株式会社金融商品取引所（以下「みなし免許株式会社取引所」という。）の対象議決権保有者（新金融商品取引法第一百三条の三第一項に規定する対象議決権保有者をいいう。）である者が、施行日前に旧金融先物取引法第三十四条の二十の二第一項の規定により提出した対象議決権保有届出書は、施行日において新金融商品取引法第一百三条の三第一項の規定により提出したものとみなす。

第九十七条 新金融商品取引法第二百五十三条の二において準用する新金融商品取引法第九十八条第五項の規定

は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいづれかに該当しているみなし免許株式会社取引所の役員である者（旧金融先物取引法第五十九条第一項第九号イ又はロに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいづれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第九十八条 この法律の施行の際現に旧金融先物取引法第二十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可を受けている地方公共団体その他の政令で定める者（次項及び第百条において「主要株主適格者」という。）は、施行日において新金融商品取引法第二百六条の三第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第二百六条の五において準用する新金融商品取引法第八十五条の四第二項及び新金融商品取引法第二百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に旧金融先物取引法第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可を受けている者（主要株主適格者を除く。）は、施行日から三月以内に、みなし免許株式会社取引所の保有基準割合（新金融商品取引法第二百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。以下同じ。）未満の数の対

象議決権（新金融商品取引法第百二条の二第一項に規定する対象議決権をいう。以下同じ。）の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

第九十九条 旧金融先物取引法第三十四条の三十一第一項の規定により認可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第一百六条の七第一項の規定により認可を取り消されたものとみなす。

2 施行日前にされた旧金融先物取引法第三十四条の三十一第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第一百六条の七第一項の規定による処分とみなす。

第一百条 新金融商品取引法第一百六条の八第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧金融先物取引法第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可を受けている者（主要株主適格者に限る。）は、第九十八条第一項の規定にかかわらず、その認可を受けた日において、新金融商品取引法第一百六条の三第一項の認可を受けたものとみなす。

第一百一条 この法律の施行の際現に旧金融先物取引法第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第一百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可を受

けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第百六条の十三において準用する新金融商品取引法第八十五条の四第二項及び新金融商品取引法第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第一百二条 旧金融先物取引法第三十四条の四十七の規定により認可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第一百六条の二十六の規定により認可を取り消されたものとみなす。

2 旧金融先物取引法第三十四条の四十九第一項又は第二項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第一百六条の二十八第一項又は第二項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

第一百二条 この法律の施行の際現に金融商品取引所持株会社（新金融商品取引法第二条第十八条に規定する金融商品取引所持株会社をいう。以下同じ。）の対象議決権保有者（新金融商品取引法第一百六条の十五に規定する対象議決権保有者をいう。）である者が施行日前に旧金融先物取引法第三十四条の三十八の規定により提出した対象議決権保有届出書は、施行日において新金融商品取引法第一百六条の十五の規定により提出したものとみなす。

第一百四条 この法律の施行の際現に旧金融先物取引法第三十四条の四十第一項又は第二項ただし書の認可を

受けている地方公共団体その他の政令で定める者（次項及び第一百六条において「主要株主適格者」という。）は、施行日において新金融商品取引法第一百六条の十七第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第一百六条の十九において準用する新金融商品取引法第八十五条の四第二項及び新金融商品取引法第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に旧金融先物取引法第三十四条の四十第一項又は第三項（ただし書の認可を受けている者（主要株主適格者を除く。）は、施行日から三月以内に、金融商品取引所持株会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

第一百五条 旧金融先物取引法第三十四条の四十三第一項の規定により認可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第一百六条の二十一第一項の規定により認可を取り消されたものとみなす。

2 施行日前にされた旧金融先物取引法第三十四条の四十二第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第一百六条の二十一第一項の規定による処分とみなす。

第一百六条 新金融商品取引法第一百六条の二十二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用について

は、この法律の施行の際現に旧金融先物取引法第三十四条の四十第一項又は第三項ただし書の認可を受けている者（主要株主適格者に限る。）は第一百四条第一項の規定にかかわらず、その認可を受けた日において、新金融商品取引法第一百六条の十七第一項の認可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧金融先物取引法第三十四条の四十六ただし書の認可を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第一百六条の二十四ただし書の認可を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第一百六条の二十五において準用する新金融商品取引法第八十五条の四第二項の規定は、適用しない。

第一百七条 第百一条の規定により認可を受けたものとみなされる者に関する新金融商品取引法第一百六条の二十六の規定の適用については、同条中「その認可を受けた当時既に第一百六条の十二第二項各号」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第号）第一条の規定による廃止前の金融先物取引法第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可を受けた当時既に同法第三十四条の三十六第二項各号」とする。

2 施行日前に旧金融先物取引法第三十四条の四十七の規定により認可を取り消された者は、その処分を受

けた日において、新金融商品取引法第百六条の二十六の規定により認可を取り消されたものとみなす。

第百八条 旧金融先物取引法第三十四条の四十九第一項又は第二項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百六条の二十八第一項又は第二項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

2 施行日前にされた旧金融先物取引法第三十四条の四十九第一項又は第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第百六条の二十八第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

第一百九条 新金融商品取引法第百七条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、この法律の施行の際に旧金融先物取引法第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可を受けている者は、第一百一条の規定にかかわらず、その認可を受けた日において、新金融商品取引法第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可を受けたものとみなす。

第一百十条 会員等（旧金融先物取引法第五条第一項第四号に規定する会員等をいう。以下この条において同じ。）が施行日前に脱退した場合（取引参加者（旧金融先物取引法第四条第一項第四号に規定する取引参加者をいう。）にあつては、取引資格を喪失した場合）において、施行日までに、金融先物取引所（旧金

融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所をいう。以下同じ。）が定款の定めるところにより本人若しくはその一般承継人又は他の会員等をしてその行つた取引所金融先物取引（旧金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引をいう。）を結了していないときは、当該取引所金融先物取引については、旧金融先物取引法第三十五条の五第一項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

第一百一十条 新金融商品取引法第二百三十四条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧金融先物取引法第二条の免許を受けている者は、第九十一条の規定にかかわらず、その免許を受けた日において、新金融商品取引法第八十条第一項の免許を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧金融先物取引法第四十八条の二第一項第五号の承認を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第二百三十四条第一項第五号の承認を受けたものとみなす。

第一百十二条 施行日前に合併契約が締結された金融商品取引所がする合併については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧金融先物取引法第三十四条の二十二第一項の認可

は、新金融商品取引法第百四十条第一項の認可とみなす。この場合において、新金融商品取引法第百九十
四条の四第一項の規定は、適用しない。

第一百十三条 施行日前にされた旧金融先物取引法第五十五条の規定による処分は、新金融商品取引法第百五
十三条の規定による処分とみなす。

第一百十四条 この法律の施行の際現に旧金融先物取引法第五十五条の二第一項の認可を受けている者は、施
行日において新金融商品取引法第百五十五条第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、新
金融商品取引法第百五十五条の四第二項及び第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第一百十五条 旧金融先物取引法第五十五条の七の規定により認可を取り消された者は、その処分を受けた日
において、新金融商品取引法第百五十五条の六の規定により認可を取り消されたものとみなす。

2 旧金融先物取引法第五十五条の十一第一項又は第二項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜ
られた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百五十五条の十第一項又は第二項の規定
により認可を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

第一百六条 新金融商品取引法第百五十五条の五の規定は、施行日以後に終了する同条の期間に係る同条の

業務報告書について適用し、施行日前に終了した旧金融先物取引法第五十五条の六の期間に係る同条の業務報告書については、なお従前の例による。

第一百七条 第百十四条の規定より認可を受けたものとみなされる者に関する新金融商品取引法第一百五十五条の六の規定の適用については、同条中「第一百五十五条第一項の認可を受けた当時既に第一百五十五条の三第二項各号」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第 号）第一条の規定による廃止前の金融先物取引法第五十五条の二第一項の認可を受けた当時既に同法第五十五条の五第二項各号」とする。

第一百八条 施行日前にされた旧金融先物取引法第五十五条の七の規定による処分は、新金融商品取引法第一百五十五条の六の規定による処分とみなす。

2 施行日前にされた旧金融先物取引法第五十五条の十一第一項又は第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第一百五十五条の十第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

第一百九条 この法律の施行の際現に旧金融先物取引法第一百五十五条の免許を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第一百五十六条の二の免許を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引

法第百五十六条の五第二項及び第百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第一百二十条 旧金融先物取引法第百二十八条第三項の規定により解任を命ぜられた者は、その処分を受けた

日において、新金融商品取引法第百五十六条の十四第三項の規定により解任を命ぜられたものとみなす。

2 旧金融先物取引法第百三十三条第一項又は第二項の規定により免許を取り消され、又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百五十六条の十七第一項又は第二項の規定により免許を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

第一百二十二条 この法律の施行の際現に旧金融先物取引法第百十九条第二項ただし書の承認を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第百五十六条の六第二項ただし書の承認を受けたものとみなす。

第一百二十二条 新金融商品取引法第百五十六条の十四第二項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいづれかに該当している第百十九条の規定により免許を受けたものとみなされる者の役員である者（旧金融先物取引法第十九条第五号イから今までのいづれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいづれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第一百二十三条 施行日前にされた旧金融先物取引法第一百二十八条第三項の規定による処分は、新金融商品取引法第一百五十六条の十四第三項の規定による処分とみなす。

2 施行日前にされた旧金融先物取引法第一百三十二条の規定による処分は、新金融商品取引法第一百五十六条の十六の規定による処分とみなす。

3 施行日前にされた旧金融先物取引法第一百二十三条第一項又は第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第一百五十六条の十七第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第一百二十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項第二号中「証券業を営む会社（持株会社及び証券仲介業者（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。次条第二項において同じ。）を除く。）」を「第一種金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。次条第二項において同じ。）を営む会社（持株会社を除

く。）」に改める。

第十条第二項ただし書中「証券業を営む会社（証券仲介業者を除く。）」を「第一種金融商品取引業を営む会社」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第一百一十五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一百三十八条第二項第六号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第一百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

（国有財産法の一部改正）

第一百一十六条 国有財産法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第一百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

（公認会計士法の一部改正）

第一百一十七条 公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「若しくは第百九十八条」を「から第百九十八条まで」に改める。

第二十四条の二第二号中「証券取引法第二百九十三条の二第一項」を「金融商品取引法第二百九十三条の二第一項又は第二項」に改める。

（公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）

第一百一十八条 前条の規定（第四条第二号の改正規定（「若しくは第二百九十八条」を「から第二百九十八条まで」に改める部分に限る。）による改正後の公認会計士法第四条第二号の規定の適用については、平成十八年証券取引法改正法第一条の規定による改正前の証券取引法第二百九十七条又は第二百九十八条の規定（平成十八年証券取引法改正法附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場